

参考資料

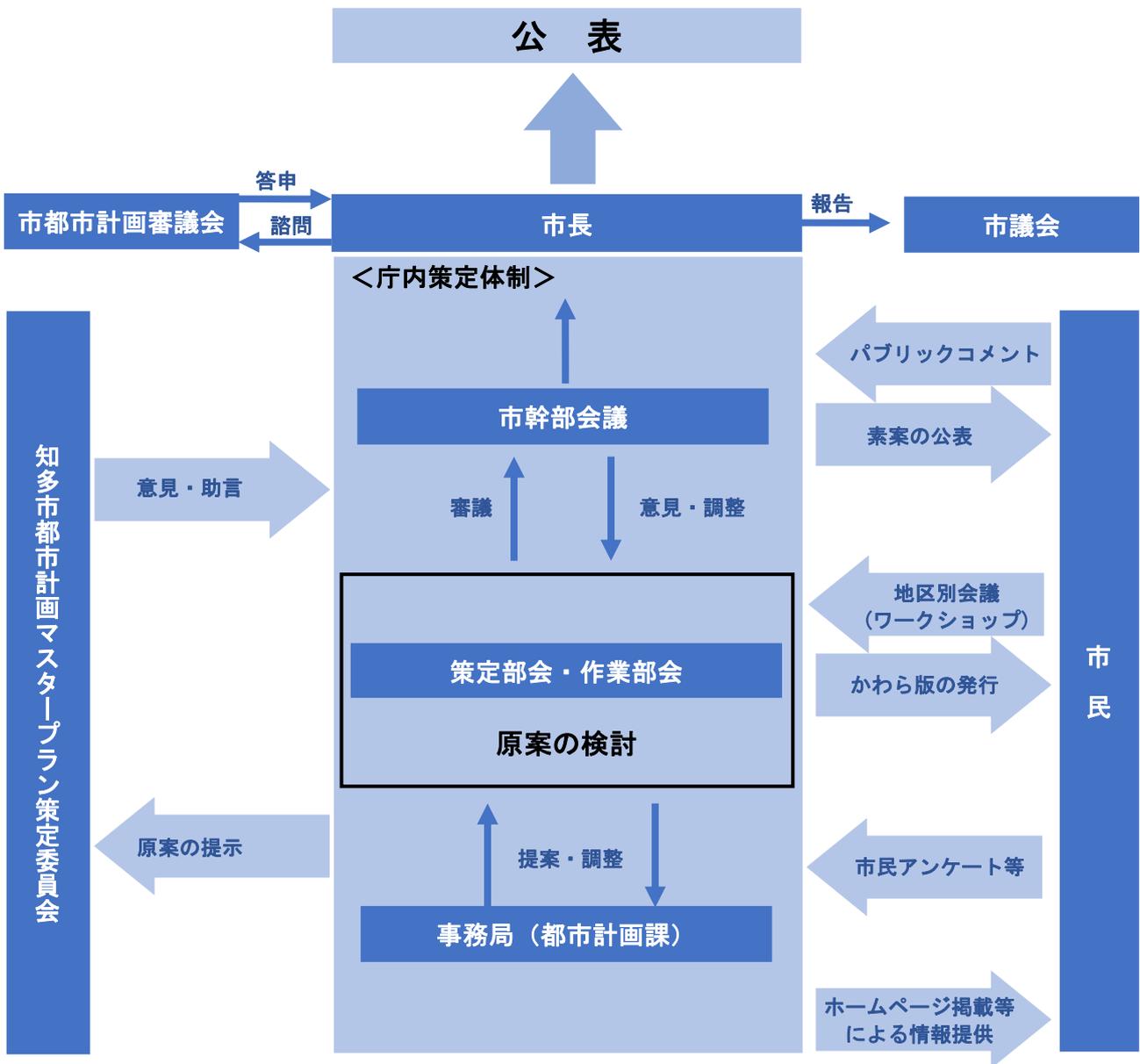


1 策定体制

本計画は、市の職員により構成する「策定部会・作業部会」が原案を検討し、都市計画に関する学識経験者、市民、各種団体代表及び関係行政職員により構成する「策定委員会」の意見、助言を踏まえて検討を行いました。

また、地区別会議で出された市民アイデアの提案を受けるとともに、第6次知多市総合計画の策定時に実施された市民アンケート調査の活用、パブリックコメントの実施等により、市民意見を反映しながら進めました。

■本計画の策定体制



(1) 知多市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2の規定に基づく都市計画に関する基本的な方針として、知多市都市計画マスタープランを策定するにあたり、必要な事項の調査及び検討を行うため、知多市都市計画マスタープラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体に属する者
- (3) 市内に住所を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市の職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から知多市都市計画マスタープランが策定された日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学識経験を有する者から選任するものとする。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委員の代理)

第6条 委員の代理は認めない。ただし、第2条第2項第4号に定める委員は、その職務を代理するものが会議に出席することができる。

(策定部会の設置等)

第7条 委員会に策定部会を置く。

- 2 策定部会は、委員会から付託された事項について調査、研究及び検討を行い、その結果を委員会に報告する。
- 3 策定部会は、策定部会長、策定副部会長及び策定部会員で組織する。
- 4 策定部会長は都市整備部長を、策定副部会長は都市計画課長をもって充て、策定部会員は職員のうちから策定部会長が指名する。

- 5 策定部会長は、会務を総理し、策定部会を代表する。
- 6 策定副部会長は、策定部会長を補佐し、策定部会長に事故があるとき、又は策定部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 策定部会の会議は、必要に応じて策定部会長が招集し、議長となる。
- 8 策定部会長は、策定部会の会議において必要があると認めるときは、策定部会員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(作業部会の設置等)

第8条 委員会に作業部会を設置する。

- 2 作業部会は、策定部会から付託された事項について調査、研究及び検討を行い、その結果を策定部会に報告する。
- 3 作業部会は、作業部会長、作業副部会長及び作業部会員で組織する。
- 4 作業部会長は都市計画課長を、作業副部会長は都市開発チーム長をもって充て、作業部会員は策定部会員が所属する部署から推薦する者をもって充てる。
- 5 作業部会長は、会務を総理し、作業部会を代表する。
- 6 作業副部会長は、作業部会長を補佐し、作業部会長に事故があるとき、又は作業部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 作業部会の会議は、必要に応じて作業部会長が招集し、議長となる。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、都市整備部都市計画課に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、知多市都市計画マスタープランを公表した日の翌日から効力を失う。

(2) 知多市都市計画マスタープラン策定委員会名簿

区分	氏名	役職等
学識経験を有する者	大野 栄治	名城大学 都市情報学部 教授
各種団体に属する者	新美 範恭(H30・R1) 青木 忠彦(R2)	知多市商工会 副会長
〃	新海 正敏(H30・R1) 安永 隆男(R2)	あいち知多農業協同組合 知多地域 担当理事代表
〃	磯野 健司(H30・R1) 早川 毅(R2)	知多市観光協会 専務理事兼事務局長 知多市観光協会 事務局長
市内に住所を有する者	市野 恵	特定非営利法人 地域福祉サポートちた 代表理事
〃	小林 玲子	KISS サイエンス 会員
関係行政機関の職員	片山 貴視(H30・R1) 齊藤 保則(R2)	愛知県都市整備局都市計画課長
〃	横山 甲太郎(H30・R1) 片山 貴視(R2)	愛知県知多建設事務所長
市の職員	鈴木 希明(H30) 立川 泰造(R1) 長谷川 勝春(R2)	副市長
〃	安永 明久(H30・R1) 鈴木 宏式(R2)	都市整備部長

(3) 知多市都市計画マスタープラン策定部会名簿

部名	課名	役職	氏名
総務部	資産経営室(平成30年度) 財政課(令和元年度から)	室長 課長	鳴海 恒義(H30) 竹内 和彦(R1・R2)
	防災危機管理課	課長	新美 博英(H30) 川崎 徹夫(R1・R2)
企画部	企画情報課	課長	細川 賢弘(H30・R1) 小屋敷 浩司(R2)
市民生活部	市民協働課	課長	渡真利 浩(H30・R1) 長谷川 一樹(R2)
環境経済部	環境政策課	課長	伊藤 中一(H30) 竹内 健人(R1・R2)
	商工振興課	課長	林 和宏
	農業振興課	課長	土井 一徳(H30) 吉川 慎吾(R1) 小嶋 清(R2)
都市整備部		部長	安永 明久(H30・R1) 鈴木 宏式(R2)
	都市計画課	課長	勝崎 哲治(H30) 渡邊 辰徳(R1・R2)
	朝倉駅周辺整備推進室	室長	春日谷 真史
	土木課	課長	鈴木 宏式(H30) 勝崎 哲治(R1) 松下 祐一(R2)
	緑と花の推進課	課長	吉川 慎吾(H30) 花井 佳世(R1・R2)
水道部	下水道課	課長	伊藤 兼敏

2 策定の経緯

(1) 知多市都市計画マスタープラン策定の経緯

年度	月	市民参加	策定委員会	策定部会作業部会	都市計画審議会	市幹部会議	市議会	
平成29年度 (2017年度)	1月							
	2月							
	3月							
平成30年度 (2018年度)	4月							
	5月	●市民アンケート						
	6月							
	7月							
	8月				●第1回			
	9月							
	10月							
	11月							
	12月			●第1回				
	1月		●第1回		●第2回			
	2月							
	3月							
	平成31年度	4月						
	令和元年度 (2019年度)	5月						
6月								
7月				●第2回				
8月		●第1回地区別会議	●第2回					
9月		●第2回地区別会議						
10月					●第1回			
11月		●第3回地区別会議						
12月				●第3回				
1月								
2月			●第3回		●第2回			
3月								
令和2年度 (2020年度)		4月						
		5月				●第1回		
	6月			●第4回				
	7月		●第4回					
	8月				●第2回	案の報告		
	9月						案の報告	
	10月	●パブリックコメント						
	11月							
	12月		●第5回		●第3回			
	1月					案の審議		
	2月							
	3月						報告	

(2) 市民参加

ア 市民アンケート

調査対象	知多市在住の16歳以上3,000人
調査方法	郵送配布、郵送回収
調査時期	平成30(2018)年5月～6月
アンケート回収数	回収数1,168通(回収率38.9%)

イ 地区別会議（ワークショップ）

	開催日	参加人数	テーマ
第1回	令和元年 8月 31日(土)	28人	まちの良いところ・悪いところを探そう！
第2回	令和元年 9月 28日(土)	19人	各地域のまちづくりを考えよう！
第3回	令和元年 11月 9日(土)	17人	まちづくりアイデアをまとめよう！

ウ パブリックコメント

実施時期	令和2年10月1日(木)～令和2年10月30日(金)
周知方法	広報ちた・知多市ホームページ・都市計画課窓口
意見の提出件数等	17件(5名)

(3) 知多市都市計画マスタープラン策定委員会

	開催日	議題
第1回	平成31年 1月 23日(水)	(1)策定方針 (2)現況データ等の整理 (3)都市づくりの課題の検討
第2回	令和元年 8月 20日(火)	(1)第1回策定委員会の意見への対応方針 (2)知多市都市計画マスタープラン全体構想について
第3回	令和2年 2月 10日(月)	(1)第2回策定委員会の意見への対応 (2)知多市都市計画マスタープラン地域別構想について
第4回	令和2年 7月 21日(火)	(1)第3回策定委員会の意見への対応 (2)知多市都市計画マスタープラン素案について
第5回	令和2年12月 4日(金)	(1)第4回策定委員会の意見への対応 (2)知多市都市計画マスタープラン(案)について

(4) 知多市都市計画マスタープラン策定部会・作業部会

開催日		議題
第1回	平成30年12月26日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・策定方針 ・現況データ等の整理 ・都市づくりの課題 ・現行計画の達成度検証について
第2回	令和元年7月16日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・都市づくりの目標 ・将来都市構造 ・都市づくりの方針
第3回	令和元年12月26日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・知多市都市計画マスタープラン全体構想について ・知多市都市計画マスタープラン地域別構想について
第4回	令和2年6月 ※書面会議	<ul style="list-style-type: none"> ・知多市都市計画マスタープラン(素案) ・知多市都市計画マスタープラン概要版

(5) 知多市都市計画審議会

開催日		議題
平成30年度 第1回	平成30年8月30日(木)	・知多市都市計画マスタープランの改訂について(報告)
平成30年度 第2回	平成31年1月10日(木)	・知多市都市計画マスタープランの改訂について(報告)
令和元年度 第1回	令和元年10月30日(水)	・知多市都市計画マスタープランの改訂について(報告)
令和元年度 第2回	令和2年2月4日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・知多市都市計画マスタープランの改訂について(報告) ・知多市立地適正化計画の策定について(報告)
令和2年度 第1回	令和2年5月18日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・知多市都市計画マスタープランの改訂について(報告) ・知多市立地適正化計画の策定について(報告)
令和2年度 第2回	令和2年8月4日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・知多市都市計画マスタープラン素案について(報告) ・知多市立地適正化計画素案について(報告)
令和2年度 第3回	令和2年12月23日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・知多市都市計画マスタープラン(都市計画に関する基本的な方針) ・知多市立地適正化計画

(6) 市幹部会議

開催日	議題
令和 2年 8月 3日(月)	・知多市都市計画マスタープラン(素案)(報告) ・知多市立地適正化計画(素案)(報告)
令和 2年 8月 17日(月)	・知多市都市計画マスタープラン(案)(報告) ・知多市立地適正化計画(案)(報告)
令和 3年 1月 12日(火)	・知多市都市計画マスタープラン(案)(報告) ・知多市立地適正化計画(案)(報告)
令和 3年 1月 25日(月)	・知多市都市計画マスタープラン(案)(審議) ・知多市立地適正化計画(案)(審議)

(7) 市議会

開催日	議題
令和 2年 9月	・知多市都市計画マスタープラン(案)(報告)
令和 3年 3月	・知多市都市計画マスタープラン(報告)

3 都市計画審議会答申

知都審発第13号

令和2年12月23日

知多市長 宮島 壽 男 様

知多市都市計画審議会
会長 竹内 栄 道



答 申 書

令和2年11月19日付け知都発第142号で諮問依頼のありました案件について、令和2年12月23日開催の令和2年度第3回知多市都市計画審議会にて審議いたしましたので、下記のとおり答申します。

記

諮問第3号 知多市都市計画マスタープラン（都市計画に関する基本的な方針）

異議なし

4 用語解説

あ行	
アメニティ	居心地のよさ、快適さ
インフラ施設	道路、鉄道、公園、上下水道、河川等、社会や産業の基盤として整備される施設。インフラとは、インフラストラクチャー(infra-structure)の略
雨水調整池	降雨により発生する局地的な出水を一時的に貯留する池。調節池とも呼ばれ、調整池は暫定的、調節池は恒久的施設をさす。
雨水貯留、浸透施設	雨水を一時的に貯留したり、地中に浸透させることにより、集中的に雨水が流出することを防ぐ施設
駅前居住	鉄道駅から近い、公共交通の便が非常によい場所に住む生活スタイルのこと。高齢者や子育て世代にとって暮らしやすいと考えられる環境であり、また、郊外へ分散した居住スタイルよりも、市街地がコンパクトとなるため、環境に与える負荷も軽減される効果がある。
NPO	Non Profit Organizationの頭文字を取ったもので、直訳すると「非営利組織」。民間の団体で、市民による自発的かつ公共的・公益的な活動を行う組織のこと
オープンスペース	公園、道路、水面・河川・水路等、特定の用途によって占有されない空地
屋外広告物	常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであり、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの
か行	
街区公園	都市公園のひとつで、主として街区に居住する者の利用に供することを目的とした公園
開発行為	都市計画法の規定に基づき、建築物の建築、土石の採掘、開墾等の目的で行われる土地の区画形質の変更のこと
環境共生	地球環境に負荷を与えないで、環境を守り、維持しながら社会を形成していくこと。なお、「環境共生住宅」とは、地球温暖化防止等の地球環境保全を促進する観点から、地域の特性に応じ、エネルギー・資源・廃棄物等の面で適切な配慮がなされるとともに、周辺環境と調和し、健康で快適に生活できるよう工夫された住宅及び住環境のこと
環境負荷	排ガス、排熱、廃棄物等、人の活動により環境に加えられる影響のことで、環境の保全上の支障原因となる恐れのあるもの
緩衝緑地帯	住宅・商業地域での大気汚染・騒音・悪臭等の公害の防止・緩和や、工業地帯の災害防止等を目的として設けられる緑地
官民連携	行政と民間が連携し、民間の持つ多種多様なノウハウ・技術を活用することにより、行政サービスの向上、財政資金の効率的使用や行政の業務効率化等を図ること
基幹産業	その地域において経済活動の基盤となる重要な産業
キス&ライド	鉄道を利用する場合に駅まで自家用車で送迎してもらう方法
既存ストック	これまでに整備された都市基盤、建築物等の蓄積のこと
狭あい道路	緊急車両の通行や防災上支障となる、幅員が4mに満たない狭い道路
供給処理施設	上水道、ガス供給施設等の供給施設や、ごみ焼却場等の処理施設のこと
近隣公園	都市公園のひとつで、主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とした公園
景観	自然や歴史、産業等の人間の活動が作り出した生活文化等から形づくられる、自然物とまちなみ等の人工物からなる風景であり、地域の個性を形づくるもの

景観法	都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び个性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的に定められた法律
広域交通体系	高規格幹線道路、地域広域規格道路、鉄道、空港等により構成され、広い範囲の移動を目的とした交通体系
公園誘致圏	公園の適正な配置の目安として、公園の種別ごとに利用する住民の範囲を規定するもの。都市公園法運用指針の参考値を用いて、街区公園を半径250m、近隣公園を半径500m、地区公園を半径1kmの円内の範囲と設定する。
公共交通	不特定多数の人々が利用する交通機関であり、鉄道、バス等の交通機関
工業再配置	工場と住宅の混在を解消したり、効率の良い工業団地を形成するなどを目的として、工場の移転や集約化等により、まとまりのある工業地を形成すること
公共施設緑地	都市公園以外の公園や緑地等、都市公園に準ずる機能を持つ緑地のほか、学校のグラウンド、公共公益的施設に植栽された緑地
工業専用地域	用途地域のひとつで、工業の利便を増進するために定める地域
耕作放棄地	過去1年間耕作されたことがなく、農家が今後数年の間に再び耕作する予定がない農地
高度地区	地域地区のひとつで、用途地域内において市街地の環境を維持し、又は、土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区
小売吸引力	県平均の人口当たり小売販売額に対する各都市の人口当たり小売販売額の比率のこと。これが1.0を超えると「他の市町村に買物に行く人」より「他の市町村から買物に来る人」が多い(流入超過)ことになり、1.0を下回ると逆(流出超過)の状況にあることを示す。
小売販売額	商業統計調査における、1年間の当該事業所における有体商品の消費税額を含む販売額
国勢調査	日本国内に居住するすべての人及び世帯の実態に関する統計(国勢統計)を作成し、国及び都道府県・市町村における各種行政施策の立案・実施その他の基礎資料とするもの。この調査は、統計法に基づき、同法に定める「基幹統計調査」として実施される。
コミュニティ	「そこに暮らす住民が主役となって、住民相互の交流、親睦やお互いに協力して地域の課題を解決しようとする社会」のこと。近隣社会、地域社会、地域共同体等ともいわれるものをさす。本市では、小学校区ごとに地域活動の核として組織化しているものを「コミュニティ」と称している。
コミュニティ交通	公共交通空白地域の解消、公共施設や中心市街地への足として、本市が運行するバスで、愛称は「あいあいバス」
さ行	
サイクル&ライド	鉄道駅周辺の自転車駐車場まで自転車で行き、駐車した後、鉄道等の公共交通機関を利用すること
最終処分場	不用品のうち、再利用、再資源化が困難なものを埋立て等によって処分するための施設。ごみ処分場、ごみ埋立地、埋立処分場等とも呼ばれる。廃棄物処理法に定められた構造基準と維持管理基準に基づいて設置・運営される。
再生可能エネルギー	資源として限りのある石油・石炭等の化石燃料と対比して、自然の中で繰り返し起こる現象からつくり出される風力、太陽エネルギー、地熱、水力、バイオマス、波力等のエネルギーのこと

里地	水路・ため池等の農業施設、農地、河川、集落地及び里山が一体となった地域
里山	居住地域の近くに広がり、地域住民に継続的に利用されることにより、人々の生活と密接に結びつきながら維持管理されてきた森林
市街化区域	都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域で、既に市街地が形成されている区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域
市街化調整区域	都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域
市街地開発事業	一定の地域について、総合的な計画に基づいて、宅地又は建築物の整備とこれに必要な公共施設等の整備とを合わせて行い、一定の広がりをもったまちづくりを行うもの。土地区画整理事業や市街地再開発事業等の7種類の事業が都市計画法に規定されている。
施設緑地	都市公園、その他公園、児童遊園地、運動広場、公共施設の植栽地等のように地方公共団体が一定区域内の土地の所有権を取得し、目的に応じた公園形態をつくり公開する緑地の総称。都市公園、公共施設緑地、民間施設緑地(緩衝緑地帯)の3種類がある。
市内総生産	1年間に市町村内の経済活動によって新たに生み出された付加価値の総額
地場産業	主として地元の資本による中小企業群が、一定の地域に集積して、技術、労働力、原材料、技能(伝統を含む)等の経営資源を活用し、生産、販売活動をしているもの
市民緑地	都市緑地法により、豊かな樹林地の所有者が、本市と5年以上、緑地の管理について契約を結び、その土地を市民に開放しながら保全していく緑地
住居系用途地域	本市で定められている用途地域のうち、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域のこと
住居専用系用途地域	本市で定められている用途地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域のこと
住区基幹公園	地区内に整備された街区公園、近隣公園、地区公園のこと
集合住宅	アパート、マンションや寄宿舎等、ひとつの建物の中に、複数の世帯が入居している住宅。共同住宅ともいう。なお、国勢調査では、寮、長屋は除く。
集約型都市構造	主要駅周辺などの中心市街地や生活の拠点となる地区に都市機能が集約され、その周辺や公共交通沿線に多くの人々が居住するとともに、各拠点間のアクセス利便性が高い都市構造
集落地	主として市街化調整区域において、住宅が集合した地区
準工業地域	用途地域のひとつで、主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するために定める地域
準用河川	一級河川及び二級河川以外の河川で、市町村長が指定し管理する河川
商業系用途地域	本市で定められている用途地域のうち、商業地域、近隣商業地域のこと
将来都市構造	将来、都市を形成する上で必要な骨格となる交通体系や土地利用、自然環境等の全体的な構造
将来フレーム	計画的なまちづくりを進めるため、人口や産業、土地利用の状況等について将来の都市の規模を想定した基本的な指標
スーパー・メガリージョン	リニア中央新幹線の全線開業により、日本の三大都市圏がそれぞれの特色を發揮しつつ一体化することで形成される世界最大の大都市圏
生産年齢人口	15歳から64歳までの人口

生産緑地地区	都市計画法に基づく地域地区のひとつで、市街化区域内にある農地等のうち、公害や災害の防止等、良好な生活環境の確保に効果があり、公園、緑地等の公共施設等の敷地に適している500㎡以上の土地を地区に指定することにより、農林漁業との調整を図りつつ良好な都市環境の形成に資することを目的とした地区
製造品出荷額等	工業製品の製造と加工に関わる出荷額や賃料の収入、製造工程から出たくず及び廃物のお荷額等の合計金額
生物多様性	いろいろな生物が相互のつながりの中で存在すること。生物多様性基本法では、「様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること」と定義されている。
セットバック	建築基準法に基づき、幅4m未満の道路に面する土地で、その道路の中心線から水平に2m後退して建築物を建築すること
た行	
多自然川づくり	河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと
地域制緑地	法律や条令などの制度によって、一定の地域が指定され緑地の継続性が担保されているもの
地域地区	都市計画法に基づく都市計画の種類のひとつ。都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物等についての必要な制限を課すことにより、地域又は地区を単位として、一体的、合理的な土地利用を実現しようとするもの
地区計画	地区の特性に応じて良好な都市環境の形成を図るために必要事項を定める地区レベルの都市計画。地区の目標将来像を示す「地区計画の方針」と、生活道路の配置や建築物の建て方のルール等を具体的に定める「地区整備計画」で構成され、住民等の意見を反映して、その地区独自のまちづくりのルールをきめ細かく定めることができる。
地区公園	都市公園のひとつで、主として地区(3～5の近隣単位が集合した地区)の利用に供することを目的とした公園
地区サービス道路	通過交通が極力流入しないよう配慮され、地区内に関連する自動車交通のみを受け持つことを原則とする道路
治水	水害や土砂災害から人間の生命・財産・生活を防御するために行うもの。具体的には、堤防・護岸・ダム等の整備や河川流路の付け替え等がこれに当たる。
中層住宅	3階から5階建て程度の住宅
超高齢社会	65歳以上の高齢者人口の総人口に占める割合(高齢化率)が21%を超えた社会。なお、高齢社会白書(厚生労働省)では、高齢化率が7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「本格的な高齢社会」と称している。
DID	Densely Inhabited District の略で、人口集中地区のこと。原則、国勢調査において、人口密度が40人/ha以上の調査区が集合し、合計人口が5,000人以上となる地域
低層住宅	1階から2階建て程度の住宅
低炭素社会	地球温暖化の主因とされる温室効果ガスのひとつである二酸化炭素の最終的な排出量が少ない産業・生活システムを構築した社会
店舗併用住宅	店舗部分を同一建物内に併せ持つ住宅で、かつ住宅部分と店舗部分との間が壁で区画されておらず、原則として相互に行き来ができる住宅のこと。例えば、1階が店舗になっている住宅等のこと

特別緑地保全地区	地域地区のひとつで、都市の良好な自然環境を形成する重要な緑地を保全するための地区。地区内では一定規模以上の木竹の伐採や宅地の造成等の行為について許可が必要となり、現状凍結的な厳しい規制を行う。
都市型災害	高密度に市街化した都市独特の災害で、震災、ビル火災、集中豪雨時の急激な洪水等のこと
都市基盤	道路・街路、鉄道、河川、上下水道、公園・緑地等の都市施設に、ガス・電力・電気通信施設等のライフラインや宅地を加えたものの総称
都市計画区域	都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には、市町村の中心市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量等の現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を指定する。本市の場合は、市の全部の区域
都市計画決定	都市計画を一定の手続きにより決定すること
都市公園等	都市公園法に規定された公園又は緑地で、地方公共団体が設置するものや国営公園等のこと
都市的低未利用地	都市的土地利用の割合が著しく低い市街地内の田・畑、山林等のこと
都市的土地利用	住宅地、工業用地、事務所、店舗用地、道路等の土地利用のこと
土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業
な行	
二級河川	一級河川以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに関わる河川で都道府県知事が指定したもの
二地域生活・就労	複数の生活拠点を同時に持ち、地域に根を下ろして、それぞれの地域で役割を果たすとともに、それぞれの地域で仕事を持つこと
ネットワーク	道路や公共交通、河川等、線的なものが作り出す網
年少人口	0歳から14歳までの人口
農用地区域	農業振興地域のなかで、今後相当長期にわたって農業を営む土地として、市が整備計画で定める区域
は行	
パーク&ライド	鉄道駅やバス停まで自家用車で行き、駅やバス停の周辺の駐車施設に駐車して公共交通に乗り換えて目的地に向かう移動方法
ハザードマップ	防災を目的に、災害の危険のある地域を予測し、表示した地図
パブリックコメント	行政による施策を原案段階で公表し、市民一般から意見を募り、その上で意思決定を行う手続きのこと
バリアフリー	高齢者、障がい者が社会参加する上での障壁をなくすこと
普通河川	一級河川、二級河川、準用河川のいずれでもない河川(法定外河川)。河川法の適用・準用を受けていないもの
分家住宅	農家世帯の一員が、本家から分かれて新しく構えた住宅
保安林	公益目的を達成するために、伐採や開発に制限を加える森林のことで、農林水産大臣又は都道府県知事が森林法に基づき指定する森林
防火地域、準防火地域	地域地区のひとつで、市街地における火災の危険を防除するために定める地域
保水機能	雨水調整池等により流域内において雨水を一時的に浸透・貯留する機能
ポテンシャル	潜在的な力のこと

保留する産業フレーム	市街地の産業用地面積の目標値(産業フレーム)のうち、当面、市街化区域の設定を見合わせることにした産業用地面積のこと 愛知県では、市街化区域の設定において、必要と見込まれるすべての産業用地面積を具体の土地に割り付けることなく、その一部を保留した上で、計画的な市街地整備の見通しが明らかになった時点で市街化区域に編入することとしている。
保留する人口フレーム	市街地の将来人口の目標値(人口フレーム)のうち、当面、市街化区域の設定を見合わせることにした人口の規模のこと 愛知県では、市街化区域の設定において、市街地として必要と見込まれるすべての人口規模を具体の土地に割り付けることなく、その一部を保留した上で、計画的な市街地整備の見通しが明らかになった時点で市街化区域に編入することとしている。
ま行	
まちなか居住	都市の中心的な商業地の中など、公共交通や買物の便が非常によい場所(まちなか)に住む生活スタイル。「駅前居住」もこれに含まれる(「駅前居住」を参照)。
面的都市基盤整備	土地区画整理事業等、道路や公園等の公共施設と宅地の整備を総合的、一体的に行う整備の方法(「市街地開発事業」を参照)。
モータリゼーション	自動車が大衆に広く普及し、自家用車が生活必需品となること
や行	
UIJターン	大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。Uターンは出身地に戻る形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態を指す。
優良農地	一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地等良好な営農条件を備えた農地
ユニバーサルデザイン	障がいの有無、年齢、性別、人種等に係わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方
用途地域	都市計画法に基づく地域地区の一種で、めざすべき市街地像に応じて用途別に分類される13種類の都市計画の総称。都市活動の機能性、都市生活の安全性、利便性、快適性等の増進を目的に、住宅地、商業地、工業地等の都市の主要な構成要素の配置及び密度について公共施設とのバランスに配慮しながら定められた土地利用の計画をもとに、土地利用の現況や動向を勘案して定められる。
ら行	
立地適正化計画	市町村が都市全体の観点から作成する、居住機能や福祉・医療・商業などの都市機能の立地、公共交通の充実などに関する包括的なマスタープラン
立地ポテンシャル	施設等が立地する潜在力、可能性
リノベーション	既存の建物や市街地に大規模な改修工事を行い、用途や機能を変更して性能を向上させたり価値を高めたりすること
流域	集水域と同義であり、水系をとり囲む分水嶺で区画された範囲
路上占用物	屋外広告物のうち、歩道等道路上に一定期間継続して設置するもの
わ行	
ワークショップ(WS)	専門家の助言を受けながら、参加者が共同で研究や創作を行う場
その他	
(都)、(県)、(市)	都市計画道路、県道、市道